



県 章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*117 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
(都市政策課)

○ 人事委員会規則

*60 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

○ 公安委員会規則

*23 和歌山県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

1617 土地収用法による事業の認定	(事業振興課)
1618 道路の区域変更	(道路保全課)
1619 新道路の供用開始等	(")
1620 都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)
1621 道路の位置の指定	(都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

*118 漁業法第99条第1項の規定による選挙権を有する者

の総数の3分の1の数

○ 公告

県営土地改良事業の計画変更後の計画概要

(農村計画課)

規 則

和歌山県規則第117号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月27日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第12条の表中「清水町」を「有田川町のうち別表に掲げる区域」に、「美里町」を「紀美野町のうち別表に掲げる区域」に改める。

別表かつらぎ町の項の次に次のように加える。

有田川町	大字中原、大字川合、大字二澤、大字北野川、大字粟生、大字二川、大字東大谷、大字三瀬川、大字日物川、大字境川、大字井谷、大字板尾、大字杉野原、大字押手、大字沼谷、大字楠本、大字沼、大字遠井、大字三田、大字宮川、大字大蔵、大字清水、大字久野原、大字下湯川、大字上湯川
紀美野町	赤木、上ヶ井、井堰、今西、初生谷、円明寺、大角、勝谷、桂瀬、鎌滝、北野、毛原上、毛原下、毛原中、毛原宮、神野市場、小西、菅沢、田、高畑、滝ノ川、谷、津川、中、永谷、野中、長谷宮、花野原、樋下、福田、真国宮、松ヶ峯、三尾川、南畠、養垣内、養津呂、明添、箕六、安井、四郷

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第60号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月27日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
別表第2条例第10条第1号に該当する特定法人の項中「株

式会社バーチャル和歌山」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第23号

和歌山県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

和歌山県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改

平成17年12月27日(火曜日)

正する。

第5項中「第107条の11」を「第108条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1617号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年12月27日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 起業者の名称 由良町

2 事業の種類 大引・神谷地区漁業集落環境整備事業処理場建設工事及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分 和歌山県日高郡由良町大字神谷字小浦地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

平成17年11月11日に由良町から申請のあった大引・神谷地区漁業集落環境整備事業処理場建設工事及びこれに伴う附帯工事(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、大引・神谷地区漁業集落環境整備事業処理場建設工事(以下「本体工事」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置するその他直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当する。また、本体工事と併せて施工される処理場に至る進入道路を整備する附帯工事は、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

よって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、由良町漁業集落環境整備事業特別会計により、財源を確保することが確実と認められるので、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益については、大引・神谷地区周辺海域の汚濁防止、漁業集落の環境整備及び住民の住環境整備を図り、併せて公共用水域の水質改善について相当の寄与が見込まれることから、得られる公共の利益は大きいと考えられる。

なお、本件事業計画は、事業に必要な面積が確保できること、アクセス面及び環境面等を配慮の上選定した3案により比較検討した結果、社会的条件及び経済的条件等の諸条件を満たすものとして決定したものである。

イ 他方、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象の事業となっていないが、本件事業の施行により失われる利益として、生活環境、自然環境及び埋蔵文化財への影響が考えられる。しかしながら、建設される処理場においては防音効果があるグラスウール材の内部壁面への使用、脱臭装置の設置等の騒音及び悪臭を抑制する対策をとること並びに工事実施にあたっては低騒音型の建設機械を使用すること等の騒音及び振動を抑制する対策をとることから、生活環境に与える影響は軽微であると考えられる。また、起業地及びその周辺において天然記念物、絶滅危惧種等の貴重種に類する動植物等の生息は確認されていないこと並びに周知の埋蔵文化財包蔵地の指定を受けた区域が存在しないことから、自然環境及び埋蔵文化財に対する影響は軽微であると考えられる。以上により、失われる利益は軽微なものと判断される。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な処理場、水路、放流管等を設置するものであり、必要最小限の範囲であると認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。さらに、ウのとおり、起業地の範囲は本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、家庭からの生活雑排水が集落内排水路を通じて大引・神谷地区周辺海域に直接流れ込んでおり、勾配の無い集落内排水路においては生活雑排水が滞留し、悪臭を放っていること及び集落内で水質汚濁が進行し、漁業、農業の生産性低下等集落内外での環境悪化が進む中で、由良町下水道整備方針等に基づき大引漁港周辺海域の汚濁防止、漁業集落の環境整備及び住民の住環境整備を図り、併せて公共用水域の水質改善を図るため実施するものである。また、第3次由良町総合計画(後期基本計画)において「下水道の整備」

平成17年12月27日(火曜日)

が重点課題と位置づけられること及び地元住民から「漁業集落排水事業の推進」が要望されていること等から早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は法第20条第3号に規定する事業計画が土地の適正かつ合理的な利益に寄与するものであることを始めとする同条各号に掲げる要件を充足しているものと判断すべきである。以上により、由良町より申請のあった大引・神谷地区漁業集落環境整備事業処理場建設工事及びこれに伴う附帯工事について、法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所 由良町役場
環境衛生課

和歌山県告示第1618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

和歌山県知事 木村 良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 那智勝浦本宮線

区間	新旧の別	敷地の員幅メートル	延長メートル	備考
東牟婁郡那智勝浦町大字長井字宮ノ前457番2地先から同町大字長井字上長井176番2地先まで	旧	5.20 37.20	1,280.00	
同上	新	5.20 37.20	1,280.00	
同上	新	11.80 90.00	540.00	河鹿橋 L=138.10 川蟬橋 L=210.00

和歌山県告示第1619号

平成17年和歌山県告示第1618号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成17年12月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月27日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県告示第1620号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成17年12月27日

和歌山県知事 木村 良樹

1 施行者の名称

白浜町

2 都市計画事業の種類及び名称

白浜都市計画下水道事業 白浜町公共下水道

3 事業施工期間

自 昭和62年3月30日

至 平成24年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更無し

(2) 使用の部分

平成16年度和歌山県告示第296号の事業地に字名賀占、洲崎を追加する。

和歌山県告示第1621号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月27日

和歌山県知事 木村 良樹

指定番号	指定位置	申請者住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員メートル	延長メートル
2818	紀の川市東大井字粟嶋419番2の一部	紀の川市打田1478番地の5畠中秀太	平成17.12.16	5.00	34.00
2854	西牟婁郡上富田町岩田字大山前423番地12の一部	西牟婁郡上富田町生馬317番地の146井上稔代	平成17.12.16	4.0	44.80

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第118号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定によ

る選挙権を有する者の総数の3分の1の数を同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年和歌山県選挙管理委員会告示第167号（漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数）は、廃止する。

平成17年12月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

漁業法第99条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員の解職における連署に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数

3,193人

公 告

県営ほ場整備事業中・栄・才野地区の事業計画の変更後の計画概要の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3の規定により、県営ほ場整備事業中・栄・才野地区の事業計画を変更したいので同条第1項の規定により、当該事業計画の変更後の計画概要を別冊のとおり公告する。

なお、この計画変更後の事業計画に係る土地改良事業の施行地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により所管する農業委員会に申し出られたい。

平成17年12月27日

和歌山県知事 木村良樹

「別冊」は省略し、その関係書類を白浜町役場に備えおいて縦覧に供する。